

漢代文書行政における書信の位置付け

高 村 武 幸

はじめに

今日の漢代制度史・地方行政史研究が非常に高い水準にある要因のひとつが、簡牘に代表される出土史料にあることは言をまたない。特に、辺境出土ではあるが、敦煌・居延漢簡に含まれる大量の公文書や簿籍の実物が、常用語句や書式の検討を伴いつつ研究の深化に大きく寄与した結果、いわゆる「文書行政」の全体像が相当程度明らかにされてきた。⁽¹⁾

一方、同じく敦煌・居延漢簡中に断片も含めると少なからぬ点数があり、最近公表された後漢末の東牌樓漢簡にも多数の事例がある書信類に対する検討は、国内外であまり多くない。⁽²⁾その理由としては、第一に、行政の実態解明と直接の関係がないように思われること、第二に当事者間で互いに理解していることに関する記述が簡略で、記

載内容が極めて理解しづらいことが挙げられるだろう。

しかし、鵜飼昌男氏や李均明・劉軍氏らが指摘されたように、⁽³⁾書信の中には私的な内容にみえて実際には官吏の公務に関わる内容が記される事例は珍しくない。漢簡の書信は官府遺跡出土のものが多く、発信者と受信者とが官吏やその関係者である事例が大半だと考えられるため、書信と行政との関係は看過できない。さらにこれに関連して、「記」と称される文書中、公文書とされるものに、⁽⁴⁾書信常用の語句や表現が用いられるとの指摘がある。⁽⁵⁾とすると、漢代文書行政における書信の位置付けが改めて検討されるべきであり、その結果によつては、文書行政の運営の理解にも影響する。

そこで本稿では、敦煌・居延漢簡の書信を中心に検討し、文書行政と書信との関係を探りたい。なお、以下では書信簡を掲げる際は、必要に応じて試訳を付し、欠損などで確実な意味がとれない場合は内容の概要を示した。また重文符号は文字に直した。

一、敦煌・居延漢簡にみえる書信

まず、議論の前提として、敦煌・居延漢簡を中心に、先行研究の見解から書信について概観する。現在、簡牘の書信について、労榦・陳直氏らの初期の研究を踏まえた鵜飼昌男氏の研究があり、鵜飼氏が書信の例として示した漢簡とともにその見解を以下に掲げよう。

董房馮孝卿坐前万年母恙頃者不相見於官身上部屬亭

迹候為事也母可憂者迫駒執所辱故不得詣二卿坐前遣（A面）

母狀願高賞卿到自愛怒力加意慎官事叩頭幸甚

宣在驩臺燧去都倉三十余里獨第六燧卒杜程李侯

常得奏都倉二卿時時數寄記書相問音声意中快也實中兄（B面）

（曹官が董房・馮孝さまに書信をさし上げます。お元気ですか。しばらくお会いしております。私は部の属亭での監視が仕事です。特に変わりはありませんが、雑事に取り紛れでお二方の所へ行けず人に託す失礼をしております。高賞さまが着いたら、）自愛され職務に精励トさるよう、と。私は都倉から四十里離れた驩喜燧におり、第六燧卒の杜程と李侯だけが常に都倉のお二方に会えるので、時々に書信を寄せて互いに音信を通じ合うのは愉快に存じます。実中兄）

（502.14 + 505.38 + 505.43AB,A35）

- ①書信簡には幅広の木牘を用いるのが一般的である。
- ②受信者の表記としては「足下」「坐前」などの脇付を用い、受信者名の前で改行し抬頭する」とで敬意を示す。受信者名表記として字のみの場合よりも、姓+官名の方が改まった事例と考えられる。
- ③書信の伝達は公文書伝達システムによらず所用で赴く人物に託すのが一般的である。
- ④公文書的内容の書信が存在するが、実務上の瑣末な連絡事項の如き部内文書にあつては、互いによく知つてゐる間柄であるためその関係が書信用語として表れる。

漢代文書行政における書信の位置付け

高村

右の例では、幅広の木牘に記された上、受信者「董房・馮孝」の前で改行され、「坐前」とある。また通常は「第六燧卒杜程・李侯」らによって、「都倉の二卿」¹⁾ 「董房・馮孝」らと書信がやりとりされていることがわかる。

また最近、馬怡氏が東牌樓漢簡三五号簡の書信を中心に漢代書信の書式を検討した。内容は書信用語・平闕の書式・書式による受信者と発信者間の尊卑関係の検討・書信に用いられる簡牘の長さや幅など多岐にわたるが、基本的に鶴飼氏の見解に矛盾しない。両氏によつて、簡牘書信の書式に対する検討はほぼ尽くされたといえる。⁽⁶⁾

さて、先に掲げた書信の事例は知人に宛てた近況報告と安否存問、いわば「私信」と分類して差し支えない事例であるが、本稿冒頭でも触れたように、鶴飼氏により、公文書的内容を持つ書信の存在が指摘されている。鶴飼氏が指摘した三例のうち、一例を掲げる。

□伏地再拜

長卿馬足下因□□候官教卒史妻子集名籍会月十五日今月已尽次公至今□□ (A面)

令安請欲為次公為之元母從知其名年人數願次公急封移三通会今須移官問

事不可忽願留意幸甚 (B面)

□「安か」長卿に申し上げます。候官の命により「卒史妻子集名籍」を一五日に持参するはずでしたが、今月も終り、

次公〔発信者と長卿の共通の知人か〕は今になつても…。安が次公のために名籍を作らうと思ひますが、名前や年齢・人数を知りませんので、次公は急ぎ三通を封してお送り下さい。持參の上、今、候官へ送ります。この問い合わせはおろそかにしてはなりません、留意いただければ幸甚です)

書き出しの抬頭などは明らかに書信の特徴を持つており、個人的に知人の失敗を補おうという趣旨だが、内容は公務に関わる。こうした書信により公務が行なわれたとすれば、文書行政における書信の位置付けを検討する必要がある。以下、検討を試みたい。

二、公務関連の内容を持つ書信簡の集成

まず、敦煌・居延漢簡中から公務関連の内容を持つ書信簡と考えられるものを集成する。集成の基準であるが、前掲の鶉飼・馬両氏による書信簡の特徴を有し、欠損がひどくなく内容がある程度把握できるものを選び出した。次に、仲山茂氏が指摘した「白事簡」⁽⁷⁾や、下行文書としての「記」⁽⁸⁾などの特徴を持つ事例を排除した中から、公務に関わりある内容を含むものを、一九三〇年代出土居延漢簡・一九七〇年代出土居延漢簡・敦煌漢簡（馬圈湾・スキン）の順で配列した。各簡には通し番号をつけ、「」内に内容の大意を示した。本来ならば逐語訳を付すべきところであるが、省略などの理由で意味が理解し難い部分があることに加え、安否存問など定型的表現までも訳すには紙幅が足りないため、見送らざるを得なかつた。諒とされたい。

1 □臨治迫職不得至前叩頭叩頭因言將軍欲□

□期謹道去年二月中音送安都將軍与主□

□將軍從史當下之君所取馬錢見□□

〔将軍の送迎に關係した馬の調達費用についての内容か〕

漢代文書行政における書信の位置付け

高村

(72.4,A8)

東洋学報

2 紿使燧長仁叩頭言

據母恙幸得畜見據數哀憐為移自言書居延不宜以納前事欲頗案下使仁叩頭死罪死罪仁數詣前少吏多所迫叩頭死罪死罪居延即報仁書唯據言候以時下部令仁蚤

知其曉欲自言事謹請書□□吏□叩□仁再拜白（A面）

奏

甲渠王□

第卅五燧長周仁（B面）

(157,10,A8)

〔第卅五燧長周仁から甲渠候主官據の范掾に宛てたもの。周仁が居延（県か）によつて何事かを取り調べられており、その件についての居延への自言書提出助力の礼と、現在の調べの状況、自言書に対する居延からの返答を甲渠候へ言上してすみやかに通知してくれるよう願つたもの〕

郅嚴叩頭白／卒俱往取之叩頭

夏侯掾坐前善母恙独勞疾起居母它甚善□（B面）

教遣卒來言辦渡道謹即時往辦之教欲為酒勞夫子願□

立上算叩頭幸甚●即欲取金釜在第九燧長徐卿所欲□（A面）

(231,13,A8)

〔郅嚴から夏侯掾に宛てたもの。以前夏侯掾から指示された「渡道」の件について処理したこと、酒宴で「夫子」を勞う件、「算」を提出する」とを述べ、追伸で釜を受領するため卒を派遣する旨を述べている〕

4
吏

皇卿 □□ (A面)

宣伏地再拝言

少卿足下良勞官事因言宣宜□以月晦受官物来因請□□ (B面)

〔月末の官有物品の受け渡しに関するもの〕

5
奏
伏地再拝

皇掾 次君足下□ (A面)

第卅一燧長誼報皇掾前部遣第卅二燧長賢

迎四月奉不得誼奉錢賢言掾□誼家誼家不取錢今不

迎奉到在張掖□誼要所在 (B面)

(甲附12)

〔第卅一燧長誼が皇掾よりの問い合わせに返答したもの。誼の俸給支払いについて、俸給を取りに行つた第卅一燧長の賢が、
掾より「誼の家に対して支払い済み」と言われて誼の分を受領しなかつたが、誼としては家の方にも支払われていないとし
て、支払いを求めたもの〕

6
十一月廿一日具記習叩頭死罪言

君万年済食如常不哀憐賜記恩沢誠深厚得聞南方邑中起居心

中驪喜習叩頭死罪死罪●教告尉史記即到●候長政叩頭言

漢代文書行政における書信の位置付け

高村

第九十一卷

七

臘到願帰取臘具習母狀誠以月廿一日聽政一宿還屬政以（A面）

君教曉崔尉史令月廿五日所來上官所有歸者願●君復召之

第十泰甲卒破檄封請辟行罰言狀習叩頭死罪死罪習

臘殊母用臘府掾史長吏因蒙●君厚恩同奈何叩頭死罪願

君加粢食永安万年為國愛身習方行部詣官叩頭死罪死罪（B面）

(EPT44.4,A8)

〔習から「君」—恐らく甲渠候—へ宛てたもの。「賜記」「教告尉史記即到」とあり、「記」に対する返答である。「記」によつて候官に召致された候長の政が、ちょうど習の許可のものとに臘祭の用具を取りに帰宅してしまい不在があるので、再度召致して欲しい旨の返答と、併せて檄の封を破損した第十七甲卒の処罰を願い出ている。前者はさしたる問題とは思えないが、候の命令がすみやかに執行できなかつたり、手間を取らせたりすることについて、謝罪の意を示しつゝ理由を説明したもので、一種の申し開きであろう。なお、習は、候長に対して帰宅許可を出している点、失態のあつた卒に対する処罰を具申している点、さらに候官以外の場所からこの書信を送付している点から考えて、士吏と推測される。EPT51.218,A8などにみえる士吏孫習ではないか〕

報

万歳候長王充記

郭掾聞掾党南願掾幸過□

掾幸許為出善眷願掾幸□（A面）

已出下眷明掾有善上者幸為請之幸甚幸甚（B面）

(EPT51.218,A8)

郭掾への返信で、誰かのために王充が良い鞍——官有品か——を出すよう依頼したもの」

8

〔給使燧長褒叩頭白●事在朱掾耳非者佐佑乏公□母所余叩頭叩頭再拜白（A面）
〔已時詣官今刑卿以檄言官褒成□掾檄与候長……（B面）

(EPF153,27,A8)

〔候官への出頭をめぐり燧長褒が朱掾に何事かを申し入れている内容〕

9

夏侯掾坐前母恙頃致猥（独）労居官起居母它欲詣前追掾教使嚴□（A面）

(EPT65,26,A8)

万歳候長燧長嚴立犇走守河積四日未可得渡又因頓首叩頭死罪（B面）

〔嚴が夏侯掾に対し、四日間にわたり河を「守」したが渡河できない件を述べたもの。内容・人名からみて、事例3と関係する可能性がある〕

□……

幸所服官六石具弩一叩頭□□□

附尚子春車來帰行到河上河水溺失亡衣物穀粟及

弩矢求索弩不可卒得□掾卿哀為求弩中官用者請弁（A面）

賈直待叩頭叩頭不事事在掾叩頭叩頭即有弩處來人幸語賈直

得奉穀往叩頭叩頭諸事皆掾所明叩頭叩頭謹因往人奉記今九

日●為見不多文以公事方私亟自□□為書已贖稍去文

□……（B面）

(EPF22,463,A8)

漢代文書行政における書信の位置付け

高村

第九十一卷

九

〔渡河中に衣物・穀類とともに官有弩を紛失したため、掾に対し弩の価格を教えてくれるよう依頼し、俸給の穀物で弁済する方向でことを納めたい旨申し送つたもの〕

11

□党伏地言

夏侯掾執事坐前母它甚善叩頭叩頭□□□事叩頭叩頭因言□ (A面)

□□□□□也甲渠多□□□□□□□□□□五十

□□□□□六石八斗半今少石一斗余粟一石六斗一升大麦四石黍升 (B面)

(甲渠候官に関係する穀物出納の報告と考えられる)

12 □夏侯掾執事起居母它前日掾為張弁發喪失不知皆詣乃守之所詣□ (A面)

□失礼死罪死罪□□□□遣范君王君候長候史□等比四百石吏有□休告 (B面)

(甲渠候官に関わりある人物の死去・発喪に臨席できなかつた者からの書信であろうか。候長・候史などを四百石の官吏に

比して休暇を与える措置についても触れている)

□□至門伏前問□□□□

□□幸甚幸甚為勝叩頭多請二兄同亭大夫□

□□中兄奉書伏地再拜□ (A面)

□□久不見前善母恙先日莫來□□

□□長共之官取衣有為吏取奉佐且 □ (B面)

13

(EPF22.697,A8)

(EPS4T2.114,A8)

〔衣類の取得・俸給の取得に関する内容であるが私信の可能性も残る〕

□為具文當扁書次東燧元□□

□使時詣前不敢久留唯□□□□（A面）

□□頃入□□□得母有也叩□□

□□再拜白掾（B面）

〔扁書⁽⁹⁾〕を指示する内容と出頭に関わる内容が記されている〕

□□□□坐前屬見未久不□文因道候長台卒范威今當給卒王宣（A面）

□□威□界上卒當是書願孟卿白候長所為威發伐今界上獨有范威（B面）

〔界上（部の境界）に卒の范威一人しかいない状況について述べた内容〕

児尚叩頭白記●間來上曰久食尽乏願貸穀一斛穀到奉詣前又前計未上甚自知

楊掾坐前數數哀憐恩德甚厚又前欲遣持斛詣尹府欲且郤陽成士（A面）

吏令後歸尚意中甚不安也事不足亂平尹府哀小姓貧人子久居塞外

當為發代唯掾以時移視事盈歲名尹府須以調代代到得帰叩頭叩頭（B面）

（79DMT5.205）

〔児尚から楊掾への書信。尹府（太守府）が陽成士吏を退けようとしている」とへの不安、また尹府で塞外に長く居する「小姓貧人子」を交替させる準備が進められているので、楊掾もそのために勤務一年に達した者の名簿を作成して尹府へ送るよう促したもので、意見具申に類する内容。あるいは児尚が楊掾と同等かやや高位の人物だとすれば、実質的な業務上の漢代文書行政における書信の位置付け

高村

指示であるといふ考へられる)

17

□□叩頭詔●□

□謹使幸甚謹叩頭白ノ^ヲ^ヲ□ (A面)

詣治所／□將軍遣板闕欲知ノ將軍謂以何日入欲 (B面)

〔將軍の行動についての問い合わせか〕

(79DMT5.206)

18

急遣人持茭



□急急春卿□□□ (A面)

□□叩頭白^詔□



解春卿坐前前□ (B面)

〔茭の輸送に関わる内容か〕

(79DMT7.33)

19

可往就送囚效穀故君□□□□□□□命到府立帰部不及一一一甚幸過起居□

□□□□□□□□幸甚幸甚□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (A面)

□□頓首白………

..... (B面)

(79DMT13.11)

〔囚人の效穀県への移送に関する内容〕

敦煌漢簡1612AB (T.IV.b.i.54) 簡、第一節前掲の釈文・試訳を参照

20

以上、二〇例を掲げた。このほか、18.14・101.24+276.10・260.60・79DMT8.54なども候補になり得る。公務関連の書信は少なからず存在するといえるだろう。

公務関連の内容を記す書信の多くに共通する書式上の特徴として、受信者名の表記が姓+官職名になつてゐる点が指摘できる（受信者名がわかる一七例中2・3・5・7・12・16の一〇例。6・14もほぼ判明するので算入すると二二例）。さらにその中で、発信者にも官職名を付す事例がみられる（2・5・7・8）。鵜飼氏により、官職名を付す場合は改まつた事例と考えられるとの指摘がなされていたが、さらに一歩踏み込んで、受信者名が姓+官職名になつてゐる書信簡は、公務関連かそれに準ずる内容のものが多いと考えてよい。書信簡断片の中にも受信者名が姓+官職名である事例が散見されるが、これらの多くが公務関連の内容を有してゐたと推測される。

内容をみると、自言書提出、官有物品関連、俸給未払い、人員の徵發や配置、簿籍の作成と期日遅れなど様々で、特定の公務に偏つてはいない。書信の性格上、上申の色彩が強いと感じられるが、給与未払いをめぐる5の事例で「第卅一 隆長誼、皇據に報ずる」とあり、先に皇據からの問い合わせがあつたことを窺わせる。これらは多くの公務の処理が、いわゆる公文書のみならずこうした書信によつてなされてゐた証左といえる。

ではこのような公務に関わる書信をどのように位置付けていくべきであろうか。鵜飼氏は2の事例を漢簡中で「奏記」と称されるもので、上申文書だと指摘する。2自体には当該文書が「記」であることを明示する記載はないが、確かに本稿で掲げた中でも6・7・16に、当該文書が「記」である旨が明示されたものがみられる。また封檢にも、

高仁叩頭白記
甲渠候曹君門下 □

と、「記」を送付する際に用いたと考えられる事例がある。無論、本稿で掲げた事例が全て「記」と明記してあるものばかりではなく、「叩頭白」(3・8)、「叩頭言」(2)、「伏地再拝」(4・5・20)としか記さないものがあり、前掲の事例と酷似した封檢にも、

吳陽書再拝奏
甲渠候曹君門下 □

と、「書」と記す例もある。⁽¹⁰⁾ ただ、本稿で掲げた公務関連の書信の事例に、「記」と明示されたものとそれ以外とで内容や文言に目立った差異がみられるわけではない。⁽¹¹⁾

以上の検討に大過ないとすれば、公務関連の書信を考察し、位置付けていく上で、「記」と称される文書を視野に入れて検討する必要がある。次節で検討しよう。

三、公務関連の内容を持つ書信と公文書としての「記」の関係

(1)官府長官による下行文書としての「記」の検討

「記」については鶴銅昌男氏に專論がある。⁽¹²⁾ 記には書信としての「記」と下達文書としての「記」があることが文献から確認でき、漢簡にも、月日・発信者名・宛名・命令事項を基本構成要素とするシンプルで様々に用いられる下達文書としての「記」がある。末尾には「如律令」文言がなく、「母以它為解」などの教諭文言が付され、命令執行が受命者の裁量に委ねられるために法的拘束力が弱い。鶴銅氏の見解は以上のようにまとめられる。これに

(EPT40.8,A8)

対し、鷹取祐司氏は前提として「記」には公文書の他に私信や箇条書きのリストまでが含まれるとした上で、下達文書としての記を検討し、

①日付記載は基本的に月日のみ、発信者も「府」「官」名の発信となる（居延漢簡では基本的に「府」は都尉府、「官」は候官を指す）。書きとめは「有教」「毋以它為解」など。

②「書」（詔書や律令と同等化されたもの）以外は「記」と呼ばれた。

③「記」は長官から直接対象者に通知されるなど融通性を持つていた。

④「記」は私的要件に用いられる」ともあり「書」より権威が劣るが明確な差はない。

といった結果を示されている。「記」に文書以外のものまで含まれるという鷹取氏の指摘を念頭に、以下で扱う「記」は基本的に文書を中心としたい。⁽¹³⁾

これらは基本的に次に掲げるような、官府の長官の指示として出された下行文書（下達文書）としての「記」を中心として導き出されたものといえるだろう。

官告呑遠候長党不侵部 卒宋万等自言治壞亭當得

処食記到廩万等毋令

自言有

教（A面）

置馳呑遠候長党（B面）

（候官より呑遠候長の党に告げる。不侵部の卒の宋万らが壊れた亭の修繕をしたのでそこで食料がもらえるはずだと申し立

漢代文書行政における書信の位置付け

高村

てであった。」の記が到着したら「万らに食料を支給し申し立てさせないよべにせよ。以上の「」指示があつた。置で急送、呑遠候長の党あて)

「」べした「官告…」形式の「記」は、書式が明確である上、書信用語はほとんど用いられておらず、文末に「如律令」などが用いられる下行文書に近く、公文書としての性格が強いように感じられ、本稿第二節でみたような公務関連の内容を持つ書信とは異質な文書にみえる。「記」には様々なものが含まれ、書かれたもの全てが「記」であるとする鷹取氏の指摘を念頭に置けば、それもまた当然であり、「記」の中でそれぞれ書信と公文書という別の範疇に属するものと考える他ないのかも知れない。ただ、次のような事例もある。

□官告第四候長徐卿郭卒 周利自言当責第七燧長季由

□百記到持由三月奉 錢詣官会月三日有

(候官より第四候長の徐卿に告げる。郭卒の周利が第七燧長の季由に貸付…があると申し立てられた。記が到着したら由の三月の俸錢を持って候官に出頭せよ。今月三日に出頭せよ。以上の「」指示があつた)

(285.12,A8)

書式は前掲 EPT51.213簡と酷似し基本的に同一と考えられるが、受信者名が、「徐卿」と「」書かれた方になつてゐる。「官告…」形式の「記」における類例として、「候長江卿郭卿」(EPT56.100,A8)、「士吏許卿」(79DMT12.31)がある。「姓+卿」は、書信の中でも多く用いられ、書信の変形の一つと考えられる名謁でも比較的多くの事例がみられる。⁽¹⁴⁾その点で、書信的表現が全くないとはいえない。鷹取氏の指摘する、直接対象者に通知されるという点からも、書信に近い性格を看取することができるだろう。さらに、第二節に掲げた公務関連の書信の6は、公務に関

連した一種の申し開きと考えられるが、そこに「記を賜る」「尉史に教告せる記即ち到る」といった表現がみられ、受信者として記される「君」は尉史に指示して記を出させていることからみて甲渠候その人である。すなわち、甲渠候からの記に対し、このような明らかに書信形式での返答を出したことになる。この場合、甲渠候自体が書信形式の「記」を出した可能性も残るが、「官告…」形式の「記」においても、受信者の不始末について弁明を求める内容のものがある。

候長不相与邸校而令不相應解何檄到馳持

事詣官須言府会月二十八日日中母以它為解必坐有

(候長は互いに検査をせず、令に合致しない。どのように弁明するのか。檄が到着したら急ぎ持つて候官に出頭の上、府に申し上げねばならない。今月二十八日日中に出頭せよ、他の用件を理由に弁明してはならない。必ず処罰する。以上の旨指示があつた)

(EPF22.454,A8)

「官告…」の部分を欠き、「檄」と自称しているが、末尾の文言「母以它為解」から「官告…」形式の「記」とみてよい。このような「記」で出頭を命じていないものを受領した者が、書信形式の返答を返信することがあつたと考えるのが妥当であろう。これらの点を総合すると、「官告…」形式の「記」は、書式がほぼ一定して公文書化しているものの、一部に書信の性格を有しており、だからこそこれに対する返信にあつては、書信そのものの形式が用いられることがあつたと考えられる。

さらに、「官告…」形式の「記」の作成過程にも書信との共通性がある。仲山茂氏が甲渠候官を事例にこの過程を

漢代文書行政における書信の位置付け 高村

復元しているが、それによれば、「教字簡」と名付けられた文書により長官の候から候官付きの属吏らに指示が出され、それを受けた属吏らによつて「官告…」形式の「記」が出される。この「教字簡」に対応するのが「奏書簡」「白事簡」で、候官付きの属吏が候に上申する際に用いられる。すなわち、「白事簡」などを用いた属吏らの上申に對する回答も含め、長官が「教字簡」を用いて指示・決裁した結果、その指示を伝達する必要がある際に、「官告…」形式の「記」が作成・発信されるといった過程が考えられる。」)」で注目すべきは、仲山氏が指摘されるように、「白事簡」「奏書簡」の「白」や「奏」は、書信でよく用いられる表現だという点である。一方で「白事簡」「奏書簡」に安否存問をはじめ書信用語が用いられない点で、これらを機関間でやりとりされる公的文書と書信の中間に位置するとも指摘されているが、長官の直近にいる属吏らが作成する以上、毎日の業務として定型化していれば、安否存問の語句などは不要であろう。とすれば、「白事簡」「奏書簡」も本質的には書信としての性格を持ち、受信者が直近にいるため要用のみ記載された形態とみなせる。「教字簡」も同様で、鵜飼氏が例示された書信簡の例に、充伏地再拜

中卿足下辱幸賜記教以属幸甚幸甚充欲令故□次 (下略)

(34.22.A8)

とあるように、「教」も書信にも用いられる語である」と、角谷常子氏の指摘通りである。

角谷氏は、編綴せずに板状単独使用簡を使用する「記」の事例が多數あることに注目し、同様に編綴せずに板状の牘を用いるという特徴を持つ書信との共通性を指摘され、特に非公式的ニュアンスを持つ点に注目される。公文書とみなされてきた下行文書としての「記」が、本質的には書信であるとすれば、この共通性も当然といえる。

このようにみた場合、官府長官の指示として出される下行文書としての「記」は、本質的には書信と理解できるのではないか。長官からの指示であるために日常的に出され、また命令としての性格も明瞭であるため、公務関連の内容を持つ書信の中でも分化が進み安否存問の語句が省略され書式が簡素化された結果、「官告：」形式となり、公文書的要素が極めて強くなつていったと考えられる。⁽¹⁵⁾ そして、それへの返答に際しては、書信としての性格を明確に示す「記」による返答がなされることが多かつたと思われる。このことは、基本的に候官の上級機関である都尉府からの「府告：」形式の記にも合致しよう。

(2) その他の官吏による「記」

公文書とみなされてきた「官告：」「府告：」形式の「記」が、公文書化しているものの本質的には書信であるとすると、次に問題になるのが他の官吏による「記」である。先に掲げた公務関連の内容を持つ書信中で「記」と自称するものは、官府長官以外の官吏によるものである。いずれも書信としての性格は明瞭であるが、内容は公務に類することである。ただし、前掲の例では、例えば2・3・5・7・12・14・16は掾に宛てたもので、特に2・3・7・12は甲渠候官出土、某掾とは甲渠候官の掾であろうから、甲渠候官指揮下各部署の官吏から送付されてきた2・3・5・7・9をはじめとするこれらの事例には、上行文書的性格があることを疑う必要があろう。これらの事例の中には、先に某掾からの問い合わせなり指示なりを受けて出された返答と考えられる事例（3・5・7）があることは先に触れた。とすると、官府長官以外、甲渠候官では掾が出した下行文書的性格を持つ「記」がある

と考えられるが、以下の簡がその実例と考えられる。

主官掾記告鄧卿王長宣成左隆食及得余穀凡八石成隆及王長妻自言府廩其食隆長施刑所貸石七斗譚口三斗凡二石償（A面）

成隆長妻自言府不当十月食倉督官為行出還其食与長妻張令史

取卿食二石及張令史為与長妻一石凡三石長食□□有余穀自廩（B面）

（主官掾から記によつて鄧卿に告げる。王長・宣成・左隆の食料及び余剩穀物で得たのは合計八石である。成・隆及び王長の妻が府に申し立てるには、「その食料の支給にあたり隆・長が弛刑に貸（借）りた一石七斗及び譚□の三斗、計二石は済した」と。成・隆・長の妻が府に申し立てるには「十月の食料を倉の監督が『候官の出張用に支給したものなので返還せよ』というのは不当で、その食料を長の妻に与えて欲しい」と。張令史は卿の食二石を取り、また張令史は長の妻に一石を与え、計三石である。長□□食、余剩穀物があれば自ら支給されたい）

（EPT65.24.A8）

居延漢簡の出土が多く甲渠候官に集中するため、その甲渠候官の掾が出した他の「記」の事例は見出せなかつたが、「某記」と簡の上部に発信者名を大書し、その下に一行書きする形式は、前掲事例の7や、79DMT12.50にみられ、「記」の書式の一つであろう。

この事例では、主官掾から鄧卿へ宛てたもので、都尉府へ自言された食料支給の問題に関する処理を申し渡している内容である。簡番号からこの簡は前漢末期から後漢初のものと考えられ、いひでこう主官掾は夏侯譚の可能性がある。⁽¹⁶⁾ 基本的に安否存問や脇付などの書信用語がなく、内容も完全に公務関連である一方で、宛先の人名を「鄧卿」と敬称で呼び、文中には「張令史」のように、公文書ではほとんど例のない「姓+官名」形式の人名表記があ

るなど、書信的要素がみられる点で、「官告…」形式の「記」と共通する特徴を明瞭に有している。この場合は主官様すなわち候の属吏が発信者であるから、長官の指示を受けて属吏が出すといった手続きが踏まれているとは考えにくく、その点で「官告…」形式の「記」と完全に同種のものとしてしまうわけにはいかないが、他の官吏も書信的要素を持つ下行文書的性格の「記」を出していたことは注目される。そして、この「主官様記告…」が先の「官告…」に、そして様に宛てた書信、特に様に返答していると考へられる⁵の事例が、候に返答する事例⁶に対比できることは贅言を要さないだろう。

(3) 公務関連の内容を持つ書信の使用

最後に、「官告…」「主官様記告…」形式の「記」と、公務関連の内容を持つ書信との関係を整理しておきたい。

前掲二〇例の書信は上行文書的要素が強いものがみられるが、これは下行文書的要素が強い「官告…」「主官様記告…」形式の「記」と対を成すと考えられる。そして、この上行・下行の関係にある文書は、いずれも書信的要素を持っており、公務関連の内容ではあるが、あくまでも本質的には書信と考えてよい。

従来、公文書としての「記」と書信としての「記」をそれぞれわけて考へていたが、公文書とされる「記」にも書信的要素がみられる以上、両者を区別する必要性は薄い。「官告…」形式の「記」などは、長官の指示として頻繁に発信されるために形式化が進んだものとみなすべきであろう。また書信的要素は特に上行文書にあたるものに顯著であるが、これは、謙譲の意を示すためにも必要だったと考えられる。公文書としての「記」とされてきたもの

をも含めた公務関連の内容を持つ書信は、長官と直属の属吏（例：候官の候と掾・令史・尉史など）の間でのみやりとりされたわけではなく、当該官府指揮下の各下級部署の官吏などと長官・直属属吏との間でもやりとりされた。⁽¹⁷⁾

これらの公務関連の内容を持つ書信—「公文書的書信」と仮称しておく—の伝える内容は、すでに「官告」形式の「記」を論じた先行研究でも指摘されているように、「…如律令」などの語句が用いられる通常の公文書とほとんど大差がない。それにも関わらず、公文書化しているとはいえ何故、敢えて書信の形態を用いて伝えられねばならなかつたのか。そしてそれが漢代文書行政中で持つた意味とは何かを、次に検討したい。

四、公文書的書信の使用と公文書の使用

公文書的書信が用いられる理由については、先行研究で重要な手がかりが示されている。それは、公文書としての「記」を中心とした研究が等しく指摘する文書としての「軽さ」、角谷常子氏の指摘する、書信と共通の精神を持つが故の非公式的ニュアンスである。公文書と同じような内容のことをわざわざ公文書的書信で伝えることに意味があつたとすれば、それは非公式的な形で伝えられること以外にはない。では、行政の中において非公式であることは如何なる意味を持つのか。

佐原康夫氏が居延漢簡にみえる官吏の処罰事例を集めて検討しているが、その中にみえる罰労働の事例をみよう。

□坐閏月乙卯官移府行事檄留遲三時九分不以馬行適為戌卒城倉転一両

□致官会月十五日畢

(EPT59.96,A8)

これは候官から送った都尉府の「行事檄」を規定時間より三時九分にわたり遅らせ、馬で運ぶべきものを運ばなかつたことで罰労働を課された事例である。ただ、同じ居延漢簡の EPS4.T2:8B の律文断片と思われる規定によれば、「不中程百里罰金半兩過百里至二百里一両過二百里二両」(規定時間通りにならなかつた)とが百里までの道中であれば罰金半兩、百里以上二百里までは一両、一二百里を過ぎれば二両)とあり、こうした失態には本来であれば罰金が課されると考えられる。このよう罰労働については、

教若以候長素精進故財適五百束 (A面)

以記過候長罰便詣部 (B面)

(EPF22.574,A8)

などの事例からわかるように、「教字簡」によつて指示されており、「記を以つて」とあるので「官告…」形式の「記」により本人に通達されたのであろう。

このような事例から考へると、本来は律の規定により処罰される失態について、そうした処罰を機械的に適用することを回避しつゝ警告や处分を罰労働という形で行なう際に、公文書的書信が多く用いられたのではないか。換言すれば、失態に対して律令に基づく「公の」処罰を課すのではなく、「内々の」処分を行なう際に、公文書的書信の形式が用いられたことになる。⁽²⁰⁾無論、「内々」とはいえ、周囲の者に特に隠されたわけではなく、半ば制度化した措置であつたろう。ただし、本質的には非公式の処分方法だと考えられる。こうした「内々の」処分を下すにあたり、通常の公文書による通達では都合が悪いことは容易に推測され、公文書化しているとはいえ、本質

的に書信であるがゆえに非公式で簡便な性質を持つ「官告」形式の記を用いて、「内々の」⁽²¹⁾ 穏便な処分であることを示したのではないか。

『後漢書』に部下が上司に意見具申——多くは諫言——する際に「奏記」した事例が散見することはよく知られる。⁽²²⁾ その際に「記」すなわち書信の形式を用いたのも、書信による意見という形式を用いることで、上司の立場を尊重し「内々に」諫めている、という意思表示ができる、実際上も公に弾劾するのではない、書信の非公式で簡便な性質を利用した穩當なやり方だつたからに相違ない。⁽²³⁾

また、前掲事例をみると、2は自言書提出にかかる礼を兼ねた一種の根回しにも受け取れる。10は誤って紛失した官有弩の弁償方法の相談、また16は人事・行政に対する意見具申に類する内容である。いずれも公務に関わるもの、通常の公文書にはそぐわない。とすれば、書信を用いて、当該公務の関係者間で調整することとなる。さらに、事例5は俸給の支払いの行き違いについて、公的な形式となる「自言」(申し立て)をせず、まずは穏便な形での解決を考えて、双方書信でのやりとりとなつたものであろう。

ここで、前掲事例のうち甲渠候官の據宛てと思われる例が複数あつたことも重要であろう。⁽²⁴⁾ 長官との直接のやりとりではなく、長官直属の属吏中の筆頭者に宛てて連絡を取っているのは、それぞれの事案について、まず據や據が束ねていた属吏らがある程度まで処理の方向性を考慮した上で長官の決裁へ廻したり、場合により属吏が決裁を得ずして処理したりしていたためと考えられる。⁽²⁵⁾ 据と、據が束ねていた候官の属吏らが、調整の実務的役割を担つていたのである。こうしたことは、一般郡県でも同様であったと推測される。その結果、決定したことで、必要が

あれば、改めて通常の公文書を用いた命令や申請が出されたのではなかろうか。すなわち、属吏と長吏との間での「白事簡」「奏書簡」や「教字簡」によるやりとりも含め、行政上の意志決定過程においても公文書的書信が重要な役割を果たしていたといえる。また、長官直属の属吏は、直属ゆえに通常の公文書の発信者となることは少なかつたと考えられ、実際に敦煌・居延漢簡にも掾などが発信者となつた公文書の事例は少ない。しかし、このように行政組織上は公文書を発信しにくい立場にある者、甲渠候官でいえば掾が、直属属吏の中で責任ある立場にある者として、指示や返答の文書を発信する場合は少なからずあつたに相違ないが、その場合、公文書的書信を用いるよりほかない。

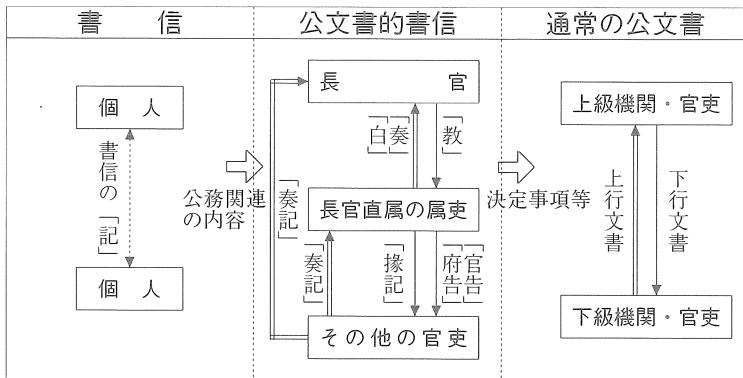
このようにみてくると、公文書的書信は、本質的には非公式かつ簡便な性質を持ちながらも、そのためには行政の実際上の運営に非常に重要な役割を果たしていることがわかる。従来の文書行政の研究で研究対象とされてきた通常の公文書では扱えない（例・自言書の根回しや官有品の弁償方法の相談）、扱っては都合が悪い（例・内々の処分や諫言、意見具申）、または扱う段階には未だ至らない（例・官府内での長官と直属の属吏間でのやりとり）、そうした諸々の事柄を処理するにあたつて、公文書的書信が利用されるのである。本質的に非公式かつ簡便という性質を持つことが、逆に公務の遂行上、柔軟・便利に使える効果をもたらしており、前漢後半期の官吏は適宜、通常の公文書と書信とを使い分けて行政を運営していたといえる。換言すれば、公文書と書信という、本来はそれぞれ別の範疇に属する文書が、重層的に重なり合つて補完しあうことで、行政を有機的に運営することを可能にしていたのである。そしてそれは、都尉府——候官——各部・燧の各級官府・機関間でも、官府・機関内でも広く行なわれていた。その点で、

公文書的書信を「部内文書」と捉えるのは、「内々」という一面を正しく捉えているものの、少しく狹義といえよう。書信・公文書的書信・通常の公文書の関係を、簡単に図示しておく。

おわりに

従来、いわゆる「文書行政」についての研究は、やむを得ないこととはいえ書信を無視して進められてきた。特に、公文書の書式や用語に対する研究が深化し、容易に公文書と書信とを分類できるようになると、内容を検討するまでもなく、半ば自動的に書信が検討対象から外れることとなつた。しかし、実際の行政においては、公文書と公文書的書信とが相互補完的に機能しており、単に書信の特徴を有しているというだけで行政との関連が薄いとみなすことは危険であり、「文書行政」の一面しか理解できなくなることが本稿によつて明らかにできたと思われる。今後は、公文書的書信をはじめとする書信の役割を十分に認識した上で、個々の書信の内容を踏まえ、行政の実態解明を進めるべきであろう。⁽²⁶⁾

最後に、本稿で扱つた前漢後半期～後漢初より後の時代の状況を展望し、



今後の課題を明らかにしておく。後漢末の東牌樓漢簡や三国の走馬樓吳簡には、「白」を用いた文書が存在する一方、前漢後半期の公文書と酷似した文書もみられる。通常の公文書と「白」が用いられた文書とを、走馬樓吳簡から掲げておこう（内容は本稿に觸れないもので訳出しない）。

□ 禾元年九月乙丑朔廿日甲戌、臨湘侯相靖・丞祁叩頭死罪敢言之。

(4396正)

□ 機 石 彭 (4396背)

府前言「絞促市吏□書収責地僦錢有人言」。靖叩頭叩頭死罪死罪、案文書、輒絞促□

(4397)

絞促後、吏李珠隨月収責有人、復言。靖誠惶誠恐叩頭死罪死罪敢言□。

(4398)

南鄉勸農掾番琬叩頭死罪白。被曹敕、發遣吏陳晶所挙私學番倚、詣廷言。案文書、倚一名文、文父広、奏辭本鄉正戸民、不為遺脫。輒操黃簿審實、不應為私學。乞曹列言府。琬誠惶誠恐叩頭死罪死罪。

詣功曹

十二月十五日庚午白

(J22-2695)

このように、前漢後半期の河西四郡の文書群と似た状況が、後漢末～三国吳の長沙でもみられるといえよう。ただし、注目すべき点は、さほど多くの文書が公開されているわけではないのだが、それでも「白」を用いた文書がかなり目立つことである。こうした状況を、時代が下るとともに公文書的書信が様々な場面で用いられるようになつたと考えるのは一つの理解ではあるが、また別の理解もできよう。前漢後半期の公文書的書信の中で、「官告…」形式の記が多くの研究者によつて公文書とされてきたことからもわかる通り、公文書的書信が公務の処理に日常的

漢代文書行政における書信の位置付け

高村

第九十一卷 二七

に用いられている間に、本来の性格が失われて單なる公文書に変化し、これまで旧来型の公文書が用いられていた部分にも用いられるようになって、とつてかわるということは充分にあり得る。その際に、元來内々の処理や、直属属吏と長官の起案と決裁などに用いられてきた経緯から、例えば官府部内で用いられる公文書として特化するといつた変化も考えられよう。⁽²⁷⁾その意味では、前漢後半期の公文書的書信とは、書信が公文書に変化する過渡的形態とみなせる。

なお、漢末～魏晉期を入れて公文書と書信を考える際、看過し得ないいま一つの史料たる魏晉樓蘭漢文文書では、書写材料の違いが問題となる。伊藤敏雄・富谷至・糸山明の各氏は、魏晉樓蘭漢文文書では、書信は紙、⁽²⁸⁾公文書は簡牘が用いられる傾向にあるとする。とすれば、内容・書式の他に書写材料の使い分けにも注目せねばなるまい。

また逆に、前漢後半期に先立つ秦・前漢前半期の状況も検討する必要があるが、里耶秦簡をはじめとする関連史料の公開を得たなくてはならない。これらの史料がある程度まで公表された後、公文書的書信の出現とその変遷過程を通時的に検討し、魏晉以降の公文書研究の成果を積極的に参照することで、秦漢期の公文書と魏晉期のそれとを連続したものとして捉えられるようになるはずである。大方のご批正を乞う。

註

(1) 日本では永田英正「居延漢簡の研究」(同朋舎出版、一九八九年)が現在の研究の基盤となつた。

(2) 国内では、簡牘を用いたものとしては鶴飼昌男「漢簡に見られる書信様式簡の検討」(大庭脩編『漢簡研究国際シンポジウム'92報告書 漢簡研究の現状と展望』関西大学東西学術研究所、一九九三年)がほぼ唯一の研究といえる。

国外では、勞幹『居延漢簡考釈 考証之部』(中央研究院歴史語言研究所専刊之二十一、一九四四年)、陳直『居延漢簡研究』所収の「居延漢簡綜論 三六 西漢書札の形式」「居延漢簡解要」(天津古籍出版社、一九八六年)初出一九六二)が先駆的な研究で、近年、書式や書信用語に注目した馬怡「読東牌樓漢簡『侈与督郵書』—漢代書信格式与形制的研究」(卜憲群・楊振紅主編『簡帛研究二〇〇五』広西師範大学出版社、二〇〇八年)が発表された。本稿で参照した馬氏の見解は全てこの論考に基づく。

(3) 李均明・劉軍『簡牘文書学』(広西教育出版社、一九九九年)第九章第三節では、「私記」でも公務に言及するものが多く、公文書に準ずるようなものもあるとする。

(4) 簡牘文書中の「記」についての研究は比較的多いが、現状では「記」とは何かが確定しているとはいひ難い。鷹

取祐司「漢簡所見文書考—書・檄・記・符—」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年)によれば、「記」には公文書と考えられるものの他に、書信や、いわゆる「文書」の範疇に入らないものも含まれ、記されたもの全てを指すという。本稿で参照した鷹取氏の見解は全てこの論考に基づく。

(5) 角谷常子「簡牘の形状における意味」(前掲註(4)富谷編著所収)参照。本稿で参照した角谷氏の論考は全てこれによる。

(6) なお、本稿の議論とは直接関係ないが、馬怡氏の論考中、書信の書き手の姓と字を裏面の末尾に記す方式が、漢代の名謁にもみられるとの指摘がある。筆者はかつて「名謁からみた漢代官吏の社会と生活」(拙著『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、第二部第二章第三節、二〇〇八年)で、名謁を文書の一種としたが、名謁に用いられる書信用語、馬氏の指摘する書式上の類似点から、もう少し限定して、名謁は知遇を得ようとしたり面会を求めたりする際に用いられた書信の一形式(あるいは変形)であると考えたい。

(7) 伸山茂「漢代における長吏と属吏のあいだ—文書制度の観点から—」(日本秦漢史学会会報)三、二〇〇二年)。

本稿で参照した仲山氏の論考は全てこれによる。

(8) 下行文書としての「記」の特徴は、本稿第三節(1)にて後掲する。

(9) 「扁書」は、冊書を目立つといろに掲示すること。糸山明「王杖木簡再考」(『東洋史研究』六五一、一〇〇六年)を参照。邢義田「漢代簡牘的体積・重量和使用—以中研院史語所藏居延漢簡為例」(『古今論衡』一七、一〇〇七年)では画像石中の事例が示される。胡平生「『扁書』『大扁書』考」(中国文物研究所・甘肃省文物考古研究所『敦煌懸泉月令詔條』中華書局、二〇〇一年)によれば官庁の壁に書かれるものもあった。

(10) 同様の事例の中で比較的明確なものを掲げておへ。

侯義書叩頭奏
甲渠候曹君門下

接永叩頭白記
甲渠候解君門下

□接永叩頭白記
居延甲渠候胡夫子門下

大庭脩「『檢』の再検討」(同氏「漢簡研究」第二篇第五章、同朋舎出版、一九九二年「初出一九九一」)により、「これら

の封檢が書信を封じたとの見解が示されている。

(11) 前掲の502.14+505.38+505.43ABのB面に「時時數寄記書」と、「記書」という表現がみられ、書信については「記」と「書」にさしたる区別はなかったのではないか。

(12) 鵜飼昌男「漢代の文書についての一考察—記という文書の存在—」(『史泉』六八、一九八八年)。「記」に関する鵜飼氏の見解は全てこれによつた。

(13) 文書以外の「記」については、夙に連劭名「西域木簡中の記与檄」(『文物春秋』一九八九年創刊号)が、『説文解字』の「記、疏也」、また居延漢簡の、

大案七	小杯廿七	大尊一	經程一
將軍器記	小案十	大槃十	大權一 衣籤三
圈五			
大杯十一	小槃八	小權一	
		具目二	

(293.1 + 293.2, A35)

を引用して、「疏」すなわち箇条書きリストが含まれるとしている。

(EPT40.208,A8)
(EPT50.139,A8)
(EPT59.525,A8)

(14) 居延甲渠候胡夫子門下

「師卿」とある(YM6D14~19)。

(15) なお、弁明と考えられる文書の中に、「明官」「明府」という表現がみえる。

明府僕憐全命未忍行重法叩頭死罪死罪對府□送府(甲簡38)
發書叩頭死罪職事數母狀罪當死叩頭死罪明官哀叩頭死罪
(2000ESTSF1.1B)

明官哀憐全命未忍加重誅殺身摩骨不足以報塞厚恩叩頭死罪

(EPT59.110.A8)

これらの一明官」「一明府」の語が、弁明を求める際に候官や都尉府から出される「官告…」「府告…」形式の「記」と対応していることは明白であり、また表現自体も事例⁶に似ている。李均明氏はこれらを「罪を許された恩に感謝する書信」とする。とすれば、弁明の文書も、公務関連の内容を持つ書信の範疇に入るのではないか。李均明「商承祚先生藏居延漢簡」(同氏「初学錄」蘭台出版社、一九九九年) 参照。

(16) 永田英正「新居延漢簡の概観」(『東方学』八五、一九九三年) の集計によれば、EPT65番台には前漢末哀帝期から後漢初の紀年簡が多い。夏侯譚については、劉軍「甲渠侯官掾夏侯譚」(『簡牘学報』一五、一九九三年)、羅仕杰「夏侯譚生年・籍里及其相關研究」(『簡牘学報』一六、一九九七年) の専論がある。

(17) 本稿では主として県級官府の候官を例としたが、郡級官府の居延都尉府を対象とすれば、候官の長官も各部署の官吏といえる。その意味で公務関連の内容を持つ書信は、当該機関内部(この場合は長官・次官と直属属吏で構成される「本部」、県でいえば「県廷」を指す狭義の「内部」)のみで通用したわけではない。

(18) 佐原康夫「居延漢簡に見える官吏の処罰」(『東洋史研究』五六一三、一九九七年)。

(19) 張家山漢簡「二年律令」で類似した律文があるのは行書律である。

郵人行書、一日一夜行二百里。行不中程半日、笞五十。
過半日至盈一日、笞百。過一日罰金二両。

(張家山漢簡「二年律令」行書律、273簡の一部)
文書伝達に関する専論は多いが、最新の論考として、藤田高夫「漢代西北辺境の文書伝達」(藤田勝久・松原弘宣編『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、二〇〇八年) を掲げる。

(20) 候官などが失態に対し即座に「効」などの処分を下すことに慎重であった史料として、

□ 言之官移督蓬撻掾檄曰候長將卒受錢
者王名督蓬不虛言驗問言毋欬欬甚深

(…が申し上げます。候官が送ってきた督蓬掾の撻の檄に言うには、「候長が卒を引き連れて錢を受領した。…首謀者の名前を督蓬掾に…。虚偽の証言をせず、取り調べて言え。効はするな。効は重大で…」)。

(99ES17SHI:6A,T8)
がある。同簡の訳出は筆者も参加したエチナ漢簡講読会

「エチナ漢簡選釈」（『中国出土資料研究』一〇、二〇〇六年）によつた。

（21）前掲註（15）所掲簡に、「明官は哀憐もて命を全うし未だ重誅を加えるに忍びず、身を殺して骨を靡きても以て厚恩を報塞するに足らず」（EPT59.110）と、長官の温情に感謝する文言がみられるのは、「内々の」処分で済ませた長官への弁明を兼ねた謝辞と思われる。「記」を扱つた研究で引用される（漢書）薛宣朱博伝で、左馮翊薛宣が改悛の見込める県令の楊湛に「記」を送つて辭職を促し、湛が従つた際、「記を為して宣に謝し」た事例とよく合致する。また、鵠飼氏も指摘するように、薛宣の「記」の末尾「即ち其の事無ければ、復た封して記を還せ」は、「記」の内容に不服の場合の行為であるが、このように「記」を發信者に封して返還した段階で、「内々」から正式の調査や裁判へと移行するのである。返された「記」については、藤田高夫「漢記偶識」（『関西大学文学論集』五六一二、二〇〇六年）参照。

（22）例えば、『後漢書』王龜列伝に付された王暢列伝の、南陽太守王暢の嚴罰主義を功曹の張敞が「奏記して諫め」た事例や、朱儁何列伝に付された朱穆列伝に、外戚の梁冀の横暴を、故吏であつた朱穆が「復た奏記して諫め」た事

例などが挙げられる。

（23）前掲註（6）拙著において、主として典籍文献史料の用例に基づき「奏記」を意見具申と解釈したが、本稿でも明らかなように、簡牘史料では様々な内容の奏記がある。

（24）A8出土の掾宛ての封檢にはG1.16やEPT53.82がある。この点で拙著に足らざる部分があつた。補足しておきたい。

（25）「掾」が郡府・県廷直属の属吏層に對してのみ用いられるとは限らないことは、奮夫（郷奮夫）に對して太守が掾と呼んだ事例（『後漢書』呉祐列伝）からもいえるが、本稿では、これらの書信はA8甲渠候官遺跡出土であるため甲渠候官の掾（主官掾）に宛てたと考える。

（26）本稿での検討結果が当を得ていれば、公文書とともに

少なからぬ書信が出土する理由の一端は説明できよう。後漢末の東牌樓漢簡でも書式上は書信とされる文書中に、「公文書的書信」が相当程度含まれているのではないか。

（27）唐代公文書の研究では、官府内と官府間の平行・下行文書が分類されている。中村裕一「唐代官文書研究」（汲古書院、一九九六年）、赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政—トゥルファン文書の検討を通じて—」（『史学雑誌』一一七一一、二〇〇八年）を参照。

（28）伊藤敏雄「魏晉期樓蘭屯戍における交易活動をめぐつ

て』（小田義久博士還暦記念東洋史論集）龍谷大学東洋史学研究会、一九九五年）、富谷至『三世紀から四世紀にかけての書写材料の変遷—樓蘭出土文字資料を中心にして』、初山明「魏晉樓蘭簡の形態—封檢を中心として」（いづれも富谷至編『流沙出土の文字資料 樓蘭・尼雅文書を中心』（京都大学学術出版会、二〇〇一年）参照。

本稿使用の出土史料テキストは以下の通り。

尹湾漢墓簡牘・連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所共編『尹湾漢墓簡牘』中華書局、一九九七年
エチナ漢簡・魏賢主編『額濟納漢簡』広西師範大学出版社、二〇〇五年

新簡 甲渠候官与第四隧』中華書局、一九九四年
張家山漢簡・張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』文物出版社、二〇〇一年・武漢大学簡帛研究中心・荊州博物館・早稻田大学長江流域文化研究所・彭浩・陳偉・工藤元男主編『三年律令与奏讞書 張家山二四七号漢墓出土法律文献釈讀』上海古籍出版社、二〇〇七年
長沙走馬樓吳簡・長沙市文物考古研究所・中国文物研究所・北京大学歴史学系・走馬樓簡牘整理組編『長沙走馬樓三国吳簡 嘉禾吏民田家別』文物出版社、一九九九年、同『長沙走馬樓〔三国吳簡 竹簡〕』文物出版社、二〇〇三年
敦煌漢簡・甘肃省文物考古研究所編『敦煌漢簡』中華書局、一九九一年

「付記」 本稿は平成一九年度三菱財團人文科学助成金による成果の一部である。

明・朱国炤『居延漢簡叢文合校』文物出版社、一九八七年
一九七〇年代居延漢簡・甘肃省文物考古研究所・甘肃省博物馆・文化部古文献研究室・中国社会科学院歴史研究所『居延

（慶應義塾・國立館・日本・明治大学非常勤講師）